

決算特別委員会

委員長 駒井 芳彦

◆平成18年度各会計の歳入歳出決算審査

平成18年度一般会計ほか15会計の決算は、議長と議会選出監査委員を除く、26名の委員で構成する決算特別委員会を組織し、9月20日、21日の2日間の日程で、委員全員の出席のもとに審査を行いました。

この年度は、経営改革プランや財政再建計画に基づき、市の行財



政改革を強力に進められたこともあり、主となる一般会計の決算額は、前年度と比較し大幅な減少となっており、合併2年目のまだまだ混乱の続く行政運営の中にあっても、危機感を持ってこの厳しい難局を乗り越えるべく、改革に努められており、一定の成果を示した決算であったと感じています。

委員会では、これまでの予算審議での内容等を踏まえ、各般にわたり貴重なご意見や提言がありました。中でも、税や使用料等の収入未済額が相当額あることから、有効な自主財源の確保と市民負担の公平性を確保するため、引き続き収納対策の強化を図ること。また、多額の不要額を残すだけでなく、一つでも懸案事業の進捗等が図れるよう、限られた財源の有効活用について、職員が一丸となつて取り組むことなど市民からの切実なる声として、平成20年度当初予算の編成にあたって、十分意を用いていたべくよう執行部に対し強く申し入れを行った次第であります。

総務常任委員会

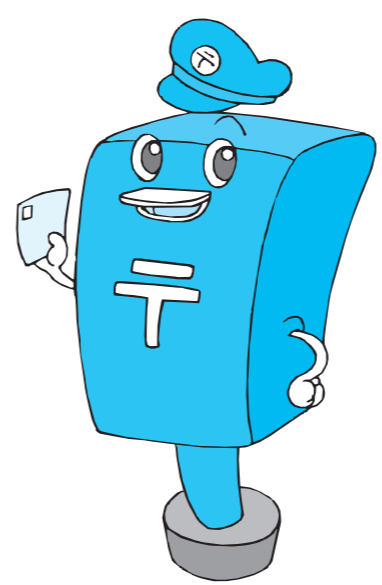
委員長 清水日出夫

◆付託議案の審査結果報告

今期定例会において付託を受けました、議第121号から議第126号および議第136号の7議案にかかる審査の経過および結果についてご報告します。

9月3日と18日の2日間の日程で、委員全員の出席のもと、委員会を開きました。

付託を受けました7議案は、郵政民営化法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が、本年10月1日に施



審査の結果は、いずれの議案も全員賛成で原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

産業建設常任委員会

委員長 保木 利一

◆市内河川の現地調査報告

閉会中の所管事務調査として、去る8月6日、市内河川の現地調査を実施しました。調査にあたっては、高島県事務所建設管理部から市内河川の概要について、説明していただき、その後、知内川、百瀬川、石田川、安曇川、鴨川の順に河川改修事業等の現地へ出向



河川視察

きました。猛暑の中ではありませんでしたが、現地説明に耳を傾けながら改修事業の状況を視察し、いずれの河川も水上に抱えている課題があり、本委員会としても課題解決に向けて取り組む必要があることを改めて確認するなど意義ある現地調査でありました。

◆付託議案の審査結果報告

9月5日に委員全員の出席のもと会議を開き、9月定例会で付託を受けた5議案の審査を行いました。

本委員会が付託を受けた議案は、次のとおりであります。

- ①議第127号高島市マキノ白谷温泉施設の設置等に関する条例の全部改正案、内容は暫定条例であるマキノ町温泉事業給湯条例を廃止し、これらの規定を本条例に盛り込むための全部改正を行うものです。
- ②議第128号マキノ町温泉開発等に関する条例の廃止案、内容はこの暫定条例を廃止するものです。
- ③議第129号高島市景観の形成および景観計画に関する条例案、内容は市の景観を保全および形成するため、景観法および高島市景観計画に関し必要な事

項を定めるものです。④議第130号高島市特別工業地区条例の一部改正案、内容は建築基準法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰金の上限を20万円から50万円に引き上げるものであります。



また、付託議案の審査終了後、安曇川町南古賀地先で発生した産業廃棄物の投棄事件に関して、担当部から事件の経過等について、詳細にわたり説明を受けその後、現地に出向きその状況を確認いたしました。

本委員会は、この事態を深刻に受け止めるとともに、県当局に対して、早急な撤去と周辺河川等の影響調査や地元説明会を開催するなど、周辺住民の不安を解消するための措置等について強く申し入れするよう担当部へ要請し、会議を閉じました。



⑤議第131号高島市下水道条例の一部改正案、内容は郵政事業を占有料徴収の除外規定から削除するものであります。

これら議案の審査結果は、いずれも、原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。